

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百三を超え百分の百九十」を「百分の百十三を超え百分の二百十」に、「百分の百二十三を超え百分の二百三十」を「百分の百三十三を超え百分の二百五十」に改め、同号イ中「百分の九十三・五を超え百分の百三」を「百分の百三・五を超え百分の百十三」に、「百分の百十三・五を超え百分の百二十三」を「百分の百二十三・五を超え百分の百三十三」に改め、同号ウ及び同項第二号中「百分の九十三・五」を「百分の百三・五」に、「百分の百十三・五」を「百分の百二十三・五」に改め、同項第三号中「百分の八十七・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十七・五」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「百分の四十三」を「百分の四十八」に、「百分の五十二」を「百分の五十七」に改める。

**第二条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百十三を超え百分の二百十」を「百分の百八を超え百分の二百」に、「百分の百三十三を超え百分の二百五十」を「百分の百二十八を超え百分の二百四十」に改め、同号イ中「百分の百三・五を超え百分の百十三」を「百分の九十八・五を超え百分の百八」に、「百分の百二十三・五を超え百分の百三十三」を「百分の百十八・五を超え百分の百二十八」に改め、同号ウ及び同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の九十八・五」に、「百分の百二十三・五」を「百分の百十八・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改め、同項第三号中「百分の四十八」を「百分の四十五・五」に、「百分の五十七」を「百分の五十四・五」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第一条の規定は令和四年十二月二十六日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。